

令和3年9月17日

令和3年 第12回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第48号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第49号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第50号 検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

議案第51号 裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

・令和3年10月20日（水）午前10時00分～

議案第48号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年9月17日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 抹消する者の数
2人
- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
令和3年9月17日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第30条の11 選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 国内市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至ったとき。 外

議案第49号

在外選挙人名簿に登録する者について

令和3年9月17日現在において在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和3年9月17日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
3人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和3年9月17日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6 選挙管理委員会は、申請者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

南区在外選挙人名簿登録者数調

令和3年9月17日現在

投票区	在外選挙人登録者数											
	新規登録者数			移転登録者数			抹消者数			登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 大楠西												
2 大楠東												
3 西高宮												
4 長丘												
5 長住												
6 西長住												
7 西花畑												
8 皿山												
9 花畑第一												
10 花畑第二												
11 柏原												
12 東花畑												
13 野多目南												
14 三宅第一												
15 三宅第二												
16 筑紫丘第一												
17 筑紫丘第二												
18 東若久												
19 若久												
20 玉川第一												
21 玉川第二	2	1	3	0	0	0	1	1	2	47	78	125
22 玉川第三	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②)											
23 塩原	(福岡県第2区の選挙区に属する区域)											
24 宮竹第一												
25 宮竹第二												
26 高木												
27 井尻第一												
28 井尻第二												
29 日佐												
30 大池												
31 寺塚												
32 東高宮												
33 横手												
34 野多目北												
35 鶴田												
36 老司	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	6	11
37 弥永	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②)											
38 弥永西	(福岡県第5区の選挙区に属する区域)											
計	2	1	3	0	0	0	1	1	2	52	84	136

議案第50号

検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

令和3年度検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和3年9月17日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者
38人
- 2 福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者
38人

(根拠)

・検察審査会法第10条第2項の規定による。

【参考】検察審査会法(昭和23年7月12日法律第147号) **※略文**

第10条

2 選挙管理委員会は、(選挙人名簿登録者の中から検察審査員候補者として検察審査会事務局から通知された人数をくじで)選定した者について、選挙人名簿に記載をされている氏名、住所及び生年月日の記載をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

議案第51号

裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

令和3年度裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和3年9月17日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

裁判員候補者予定者名簿に登載する者
772人

(根拠)

- ・裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第2項の規定による。

【参考】裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号) **※略文**
(裁判員候補者予定者名簿の調製)

第21条

- 2 選挙管理委員会は、(選挙人名簿登録者の中から裁判員候補予定者として地方裁判所から通知された人数をくじで)選定した者について、選挙人名簿に記載をされている氏名、住所及び生年月日の記載をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。